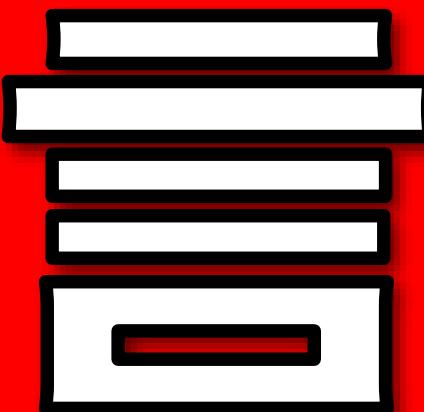
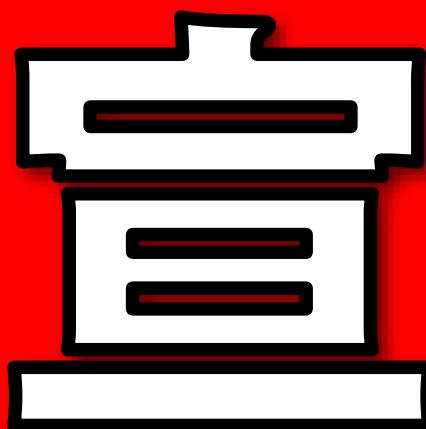


愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態



愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

対象区域 : 愛知県全域

現行期間 : 8月27日から9月12日まで・17日間

延長期間 : 9月13日から9月30日まで・18日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民

①不要不急の行動の自粛

特に人出の半減を目指して外出を自粛

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域

③高齢者等への感染拡大の防止

高齢者・基礎疾患のある方に配慮

④基本的な感染防止対策の徹底

4人までマスク会食

⑤飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請

休業要請：酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店
時短要請：上記以外の飲食店に20時まで

⑥飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

営業時間短縮要請：20時まで
大規模商業施設等に対する入場者の整理等の要請

⑦業種別ガイドラインの遵守等

高齢者施設での対策徹底

⑧テレワークの徹底等

出勤者数7割削減目標

⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策

休憩室等での注意周知

⑩屋外照明の夜間消灯

防犯対策に必要なもの等を除き消灯

⑪イベントの開催制限等

50% + 5,000人以下・21時まで

⑫行事等での対策

不要不急の旅行は中止・延期

⑬学校等での対応

部活動は校内のみ、公式戦への参加は慎重に

○宿泊療養施設の順次開設、ワクチン接種の促進

○あいスタ認証店に感染防止資機材を配布

事業者

その他

県

I . 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に人出の半減を目指して混雑した場所への外出自粛
- 20時以降の外出を自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請又は営業時間の短縮の要請に応じない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人までマスク会食
- 三密は避け、
必要な外出は短時間で



内閣官房HP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮等の要請

地 域	愛知県全域		
現行期間	8月27日（金）～9月12日（日）		
延長期間	9月13日（月）～9月30日（木）		
対象施設 要請内容	<p>【飲食店】 飲食店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く)</p> <p>【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設 (飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)</p>	<p>酒類提供又は カラオケ設備を 提供する場合</p> <p>酒類提供かつ カラオケ設備を 提供しない場合</p>	<p>休業要請</p> <p>時短要請 (5時～20時)</p>

インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

⑤-2 休業要請・時短要請に係る協力金

対象エリア

愛知県全域

現行期間

8/27～9/12（17日間）

延長期間

9/13～9/30（18日間）

【飲食店等】

○中小企業

売上高に応じて4万円～10万円

○大企業

愛知県全域：売上高減少額の4割（最大20万円）

【カラオケ店※】 一律2万円

※飲食業の許可を受けていない店舗（床面積1,000m²以下）が休業要請に応じた場合

協力金
(1店舗1日あたり)

主な
支給要件

●休業要請又は時短要請に応じた場合に協力金を支給

①業種別ガイドラインを遵守

②「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受け、
認証ステッカーを掲示

又は

安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示

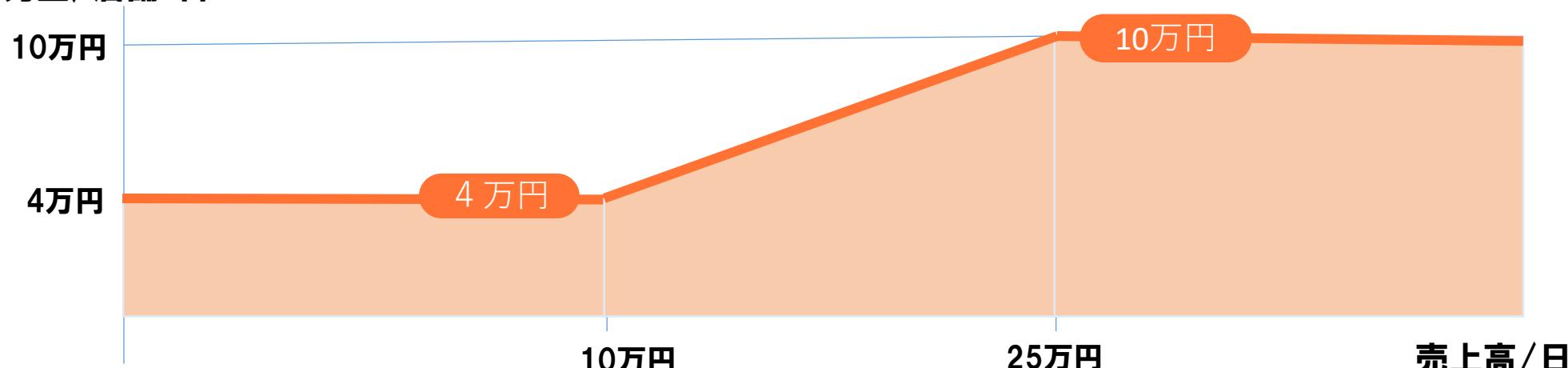
③酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）

⑤-3 休業要請・時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり(売上高は前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およその年売上高	～10万円 ～4,000万円	10万円～25万円 4,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	4 万円	4万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円）

※中小企業においてもこの方式を選択可

⑥-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

現行:8月27日(金)～9月12日(日)・17日間

延長:9月13日(月)～9月30日(木)・18日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・5時から21時までの時短要請 <p>※イベント開催以外の場合は、 1000m²超 : 5時から20時までの時短要請 1000m²以下 : 5時から20時までの時短働きかけ</p>
展示場、貸会議室、文化会館 等	<p>※映画館については、 1000m²超 : 5時から21時までの時短要請 1000m²以下 : 5時から21時までの時短働きかけ</p>
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・1000m²超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000m²以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 博物館、美術館、科学館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・1000m²超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000m²以下 : 5時から20時までの時短働きかけ <p>※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請</p>
マージャン店、パチンコ屋 等 個室ビデオ店、射的場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000m²超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000m²以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
スーパー銭湯、ネイルサロン 等	
大規模小売店、ショッピングセンタ、百貨店、家電量販店 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000m²超 : 5時から20時までの時短要請 <p>※入場者の整理等（整理・誘導、人数管理・人数制限等）の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1000m²以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
スーパー、コンビニ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	現行：8/27～9/12（17日間）※緊急事態措置期間 延長：9/13～9/30（18日間）		
地 域	愛知県内全域		
協 力 金	大規模施設		
対 象 事業者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000m ² 超の施設を運営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等		
1日あたりの支給額	自己利用部分面積 1,000m ² 毎に20万円/日に 「短縮した時間／本来の営業時間」を 乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり	テナント・出店者	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（飲食店等の協力金交付者は除く）

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの徹底等

- 出勤者数7割削減を目指す休暇取得の促進、
テレワーク徹底等
- 20時以降の勤務抑制

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の「居場所の切替わり」に注意

⑩ 屋外照明の夜間消灯

III. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容

人数上限**50% + 5, 000人以下**

- 開催時間:**21時**まで
- イベント前後の**飲食自粛周知**
- 酒類提供の**自粛・エリア内の行動管理**
- 参加者は**人との距離確保等**

その他

自覚を持って感染防止対策を徹底

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は**感染防止対策を徹底**
- 不要不急の旅行等の原則中止・延期**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を**徹底**し教育活動**継続**
- 時差通学、分散登校の積極的な検討**
- オンラインによる**学習支援**
- 部活動は校内のみ、公式戦等への
参加は慎重に
- 修学旅行等の**校外行事は、
中止又は延期**



IV. 県の取組

- 新たな宿泊療養施設を順次開設
- 自宅療養者等に対する速やかな医療体制の確保
- 市町村の集団接種・個別接種、県の大規模集団接種、企業の職域接種等によりワクチン接種を促進
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、
あいスタ認証制度の普及
- あいスタ認証店にはCO²モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配布
- 大規模商業施設における入場者の整理などの感染防止対策を確認

